

令和3年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と県の考え方について

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
1	1	第1「基本方針」	<p>食品の製造過程や流通経路が消費者からは見えにくくなっている中、消費者がより安心できるように、今後もしっかりとした監視指導体制を構築・実行していただくことを期待します。</p>	<p>本計画（案）の作成に当たっては、県内の食品流通実態や食品衛生法違反事例の発生状況等を踏まえ、効果的な監視指導方法を検討しています。</p> <p>また、輸入食品の検査等について、本計画の重点監視指導事項と定め、対策の強化を図っており、今後も重点的に監視指導を実施していきます。</p>
2			<p>昨年末より国内で高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が50例を数え、千葉県内でも2月15日時点で11例となりました。県におかれましては、千葉県全体のおよそ38%にあたる467万羽にものぼる鶏の殺処分、消毒や鶏卵の移動制限などの防疫措置を講じるなど、感染拡大防止へのご尽力に対し感謝申し上げます。</p> <p>今、食の安全や保健衛生の観点から、感染症への水際の積極的な防疫措置が求められており、感染予防の確実な対応が喫緊の課題となっております。千葉県はもとより、国内の食品安全や健康福祉のためにも、施策を充実し確実に実施されることを一層期待します。</p>	<p>県内の食品の安全・安心を確保するため、今後も施策・体制の充実強化を図るとともに、関連部局と連携して、対応していきます。</p>
3	2	第3の1「共通監視指導事項」	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新たにテイクアウトや宅配（出前）、移動販売等のサービスを開始する事例が増えています。調理から喫食までの時間、温度管理、調理工程の変更、配達担当者の衛生管理など、通常と異なるリスクも想定されます。各事業者の業態に合わせた情報提供、監視指導を強化していただくとともに、利用する消費者に対して食中毒予防に関する情報提供をお願いいたします。</p>	<p>新たにテイクアウト（持ち帰り）や宅配（出前）等のサービスを開始する事業者及び消費者に対しては、県ホームページ及び啓発リーフレット等により食中毒予防の周知を図ってきたところです。</p> <p>今後も、引き続き、食品等事業者及び消費者に対して食中毒予防の普及啓発に努めていきます。</p>
4	3	第3の2「重点監視指導事項」	<p>計画案にあるように、重症化や広域化しやすいノロウイルス、カンピロバクター、O157については、特に丁寧な監視指導を行っていただきたくお願いします。</p>	<p>食中毒予防対策については、今般の食中毒発生状況を踏まえ、ノロウイルス、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の発生防止対策につい</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
		項」の (1)	<p>また加熱不十分な鶏肉の喫食、牛レバー及び豚肉の生食については事業者への監視指導の強化だけではなく、消費者へも継続的な注意喚起をお願いいたします。</p> <p>またHACCPにおけるCCP（重要管理点）の監視指導は、重要と考えます。そのためにもCCPについて丁寧な説明、また設定のための助言や指導をお願いいたします。</p>	<p>て、今後も重点的に監視指導を実施していきます。</p> <p>また、各種講習会、食中毒予防啓発活動等を通じ、関係団体等と連携しながら食品等事業者及び消費者に対して食品衛生に関する正しい知識の普及に努めていきます。</p> <p>なお、HACCPに沿った衛生管理については、監視実施時に、温度管理等のCCPの設定及び確認状況等の指導を行い、食品等事業者自らが実施する衛生管理の向上を図ります。</p>
5	4	第3の2 「重点監視指導事項」の (2)	<p>アレルギー表示の誤記・未記載は、アレルギーを持つ消費者にとってアナフィラキシーショックを引き起こす等、生命にも関わる重大事故にもつながりかねません。そのような点から「特定原材料」7品目だけでなく、推奨表示である「特定原材料に準ずるもの」28品目及びコンタミネーションに関する情報についての表示は重要と考えます。</p> <p>また最近では栄養表示の義務化により、カロリーや塩分量などの情報を多くの消費者が自身の健康管理のために活用するようになりました。それに伴い、表示の内容と実際とに齟齬がないよう、監視指導をお願いします。特に、表示に慣れていない小規模事業者に対する監視指導の強化をお願いいたします。</p>	<p>食品表示については、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、本計画の重点監視指導事項と定め、食品衛生法及び食品表示法に基づき、関係部署と連携して、今後も表示の適正化に向けた指導を行っていきます。</p> <p>また、推奨表示についても、可能な限り表示に努めるよう、引き続き、各種講習会や広報紙を通じて、食品等事業者に対して指導を行っていきます。</p>
6	8	第3の2 「重点監視指導事項」の (7)	<p>食品ロス削減の観点から売れ残り食品をインターネット上での販売が行われています。良い取組みですが、一方で消費期限切れの食品等が販売される恐れがないのか気になります。今まで以上に廃棄食品などの適正処理について監視指導の強化をお願いいたします。</p>	<p>期限切れの食品等が販売されないよう、引き続き、食品等事業者に対して、監視指導を実施していきます。</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
7	8	第3の2 「重点監視指導事項」の (8)	<p>食品等事業者が適切かつ円滑にHACCPを運用できるよう、導入の意義及び具体的導入例について、講習会や相談の充実を要望します。特に小規模事業者へ、WEB研修会やHPでの動画による解説など、受講しやすい手法も取り入れるなど導入支援を一層進めてください。</p>	<p>県では、これまで、HACCPに沿った衛生管理の制度化を踏まえ、導入の意義及び具体的な導入方法について、食品等事業者を対象とした研修会等を開催し、食品等事業者の規模や業種等に応じたHACCPの導入、普及を進めてきたところです。</p> <p>また、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、国が内容を確認した手引書を用いて導入支援を行うこととしています。</p> <p>今回いただいた御意見を参考とさせていただき、より効果的にHACCPの導入支援を行えるよう取り組んでいきます。</p>
8	8	第3の2 「重点監視指導事項」の (8) ア、イ	<p>事業者に対する、令和3年6月1日の施行に向けた食品衛生法等の改正に関する取り組みは重要であり、評価いたします。しかし、現在のコロナ禍の状況では、講習会やリーフレット配布など、対面でおこなう取り組みは難しい状況です。例えばオンライン講習会や動画配信など、多くの事業者が常に学べるよう、新たな取り組みも検討ください。</p> <p>新たに創設された届出制度については、県内すべての食品等事業者を把握するための制度として、その主旨を事業者理解してもらうことが第一です。説明会等も有益かとは思いますが、HACCP講習会において制度説明や届出の呼びかけを実施すべきと考えます。</p> <p>また、届出事業者には届出証やステッカー等を配布し制度の見える化を図るなど、事業者にも消費者にとっても有益な制度としてください。そのためにも、届出制度</p>	<p>食品衛生法等の改正に係る周知については、監視指導実施時におけるリーフレット等の配布や各種講習会等を通じて、食品等事業者に対して周知と指導を行うこととしています。</p> <p>オンライン講習会や動画配信等については、国や関係団体等の動向を見ながら、食品等事業者及び消費者に対して、より効果的に周知を行えるよう取り組んでいきます。</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
			とHACCPについて、消費者への説明や周知もお願いいたします。「千葉県が把握する事業者」が、消費者の安心感につながると考えます。	
9	8	第3の2 「重点監視指導事項」の (9)の 次の項目 として	新型コロナウイルス感染症の軽症者宿泊療養施設の食事について二次被害が出ないように、食事（弁当含む）を提供する施設の監視指導を実施し、食物アレルギーの方への対応も同時に行える体制構築をお願いします。	新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設の食事については、食物アレルギー対応等が行える体制となっています。 宿泊療養施設での食中毒等の発生を防止するため、引き続き、対応していきます。
10	10	第4の3 「連携体制の確保」 (1)、 (2)、 (3)	食品の流通・加工の技術進展により、広域的、散発的な事案が増えています。都道府県等の関係者による横断的な情報共有を迅速にはかれるよう食中毒調査支援システム（NESFD）の積極的な活用と県民への迅速な注意喚起、情報提供を求めます。	広域的な違反食品や食中毒の発生時には、他の都道府県等や国等と連携し、迅速かつ的確な対策の強化を図っており、今後も、NESFDや広域連携協議会の活用等により、より迅速な情報共有等に努めていきます。 また、食中毒発生状況等の情報を速やかに公表するとともに、関係部局と連携することで、消費者及び食品等事業者へのより一層の注意喚起に努めます。
11	10 及び 11	第4の2 「食品収去検査等の実施機関と役割」 (5) 及び 第4の4 「試験検	食品衛生検査の外部委託業務を行政検査対象とモニタリング検査対象に分割し、登録検査機関以外の検査機関も参加できるようにすること。 当該仕様書の入札資格にISO17025認定取得を追加すること。 地方厚生局が行っている登録検査機関の現地監査結果及びその改善報告関係書類を上記の登録検査機関に報告させ、適切に業務が行われていることを委託者として確認すること。	本計画に基づき実施する食品衛生検査は、県内流通する違反食品の排除により食品等の安全性を確保することを主たる目的として実施しています。 食品衛生法に違反する食品を発見した場合、事業者への不利益な処分を行うこともあるため、委託先は食品衛生法に基づき登録を受けた検査機関が適切と考えます。 なお、委託契約を締結する登録検査機関に対しては、必要に応じて、立入検査や関係資料の提出を求める等により業務の実施状況を確認しています。

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
		査実施機関の体制の整備 (1)		食品衛生検査の外部委託業務については、先に述べた目的を達成するため、今回いただいた御意見を参考とさせていただきます、より一層効果的な運用になるよう努めます。
1 2	1 1	第4の4 「試験検査実施機関の体制の整備」 (1)、 (2)	保健所、衛生研究所では、コロナ禍において業務が逼迫しており、他部署からも応援の職員が配置されているなど、日々の業務負担が増大していると伺っております。 新型コロナウイルス感染症への対応は大変重要なことですが、日々の食の安全への防御も重要と認識しております。職員の皆様の技術向上、技術研修等の実施と共に、監視指導業務の維持・推進のための体制の強化、職員の増員をお願いいたします。	関係部局、国及び他の都道府県等と連携し、監視指導業務の体制の強化に努めていきます。
1 3	1 2	第5の2 「監視分類及び監視指導の頻度」	監視分類において監視指導の頻度が高い対象は、食中毒が起こると大きな被害の出る大型施設等となるのは理解できますが、監視指導にあたっては、食中毒リスクの高い小規模事業者も念頭において計画をして頂きたいと思っております。	原則として全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、効率的かつ適切な監視指導を実施し、食品等事業者がHACCPを円滑に導入・運用することができるよう、監視分類及び頻度の見直しを行いました。 今後も、小規模事業者を含め、食中毒の発生防止について、重点的に監視指導を実施していきます。
1 4	1 6	第9「県民等への情報提供及び意見の交換」 (リスクコミュニ	改正食品衛生法に伴う「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭内での食中毒予防にも役立つものと考えます。ぜひ、消費者への紹介・学習等の機会を設けてください。本制度の浸透にもつながると考えます。 リーフレット等だけではなく、食の安全に関する情報「チーバくん食の安全・安心メール」など様々な形で	関係者が共通した認識のもと、連携して食の安全・安心に係る施策を推進していくために、適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを行うことは非常に重要です。そのため、県では千葉県食品等安全・安心協議会からの意見を踏まえ、引き続き、効果的なリスクコミュニケーションを行っていきます。 また、食品等の安全性の確保に関する情報について

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
		ケーショ ン)の実 施に関す る事項」	<p>情報発信をされていることは、大変意義ある取り組みだと評価します。これからも消費者に情報を届けるため、SNS等など新しい情報発信ツールの活用を推進してください。あわせて受信者を増やすために、広報等でこまめなツールの紹介をお願いします。</p> <p>食品衛生・食の安全施策を進めていくためには、事業者はもとより県民・消費者との連携が欠かせないと考えます。対面の活動が難しい今、オンラインを利用するなど、コロナ禍における新たなリスクコミュニケーションのあり方をぜひ検討していただくよう要望いたします。</p>	は、県ホームページへの掲載や報道機関への資料提供、広報誌への掲載等により情報発信しているところですが、今後も、広報媒体や方法を検討し、広く県民に周知することができるよう努めていきます。
15			<p>インターネット等による情報の氾濫により、消費者が食に関する正確な情報を的確に収集することが難しい状況にあります。HPや広報誌による情報提供に加えSNSでの発信など、県民への情報提供の充実を要望します。とりわけ、中高生においては、インターネット上の誤った情報を鵜呑みにすることでいわゆる健康食品の不適切な摂取などの健康被害も懸念されます。学校での出前授業など関係部署等と連携し、食に関する教育の強化もお願いします。</p>	
16	17	第9「県民等への情報提供及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、家庭での調理や野外でのバーベキュー、キャンプが増えていますので、食中毒予防のために、食品の取扱いに関する注意喚起もお願いします。また、野生のキノコのほか、ニラと水仙を間違えて食する等の事故が例年発生しています。野生のキノコ、野草採取を含めて野外の活動時期に注意喚起をお願いします。</p>	<p>家庭等及び有毒植物における食中毒予防については、県ホームページへの掲載や報道機関への資料提供、広報誌への掲載等により情報発信しているところですが、今後も、広報媒体や方法を検討し、広く県民に周知することができるよう努めていきます。</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
		ン)の実施に関する事項」 6、7		
17	17	第9「県民等への情報提供及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項」 8	シカ、イノシシなどの野生鳥獣肉（ジビエ）の流通、安全性に関して、監視指導を強化して頂くとともに、食肉処理業の許可を受けた施設で処理されたものであることが飲食店、販売店だけでなく、ネット通販サイトでも消費者にわかるような表示と、利用する際に留意するよう、消費者への啓発活動を進めてください。放射能検査の実施を県でも継続的に行って頂きたいです。	野生鳥獣肉の衛生管理については、本計画の重点監視指導事項と定め対策の強化を図っており、今後も「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に基づき、捕獲から販売までの食品供給行程（フードチェーン）を通じた衛生管理体制について、監視指導を実施していきます。 また、野生鳥獣肉における放射性物質の検査については、県の出荷・検査方針等に基づき関係部局と連携して実施しており、引き続き、野生鳥獣肉の安全・安心の確保を図っていきます。
18	17	第10の1「食中毒等発生時の対応」 (5)	原因物質の迅速な特定と状況の情報を速やかに公表し、消費者、食品等事業者への注意喚起を徹底してください。危害が予測される場合（実被害があるなしにかかわらず）も速やかに公表するよう努めてください。	食品衛生法第63条では、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めることが規定されています。 食中毒発生時には、県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により食中毒発生状況等の情報を速やかに公表するとともに、関係部局と連携することで、消費者及び食品等事業者へのより一層の注意喚起に努めていきます。
19	18	第10の4「指定	指定成分等を含む食品やいわゆる健康食品について健康被害発生時の迅速な対応と情報公開を要望します。健康へ	指定成分等を含む食品等について、健康被害があった場合には、食品事業者等がその情報を都道府県等に届け

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
		成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応	<p>の関心の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、これらの食品への関心も一層高まり、ネット通販などの拡大もあり、健康被害が発生した場合は全国規模の被害になる恐れもあります。表示の見方や新しい情報について等、県民が信頼できる情報源にアクセスしやすくすることも大切です。関係部署等と連携し、県民への正しい知識や新しい情報の提供を進めて下さい。</p>	<p>出る制度が令和2年6月1日から施行されました。</p> <p>いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）についても、国の要領に基づき、被害情報の収集に努めるとともに、健康被害が発生した場合には被害が全国に及ぶおそれがあるため、関係部局と連携して対策を講じ、調査の状況等の国への速やかな報告を実施します。</p> <p>また、指定成分等を含む食品等やいわゆる健康食品を含め、食に関する正しい知識や新しい情報等については、各種講習会や広報誌を通じて、引き続き、消費者及び食品等事業者に広く啓発していきます。</p>
20			<p>近年消費者が「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」やサプリメントをインターネット販売や通信販売、個人輸入などで手軽に購入し利用する状況の中で、医薬品成分を含む「いわゆる健康食品」の販売事例が多数報告されており、摂取による健康被害事例も報告されています。</p> <p>このような健康被害を未然に防止するためにも、新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」を計画に加え、国や自治体、関係機関などと連携した調査や監視指導を実施してください。特に指定成分等含有食品についてはGMP（Good Manufacturing Practice・適正製造規範）の遵守の有無、表示の真正性、被害情報などへの監視をお願いします。</p>	
21	19	第11の3「HACCPに沿った衛生管理の推進」	<p>食品衛生規制等の見直しに伴い、全ての食品事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の実施が求められます。千葉県ではすでに講習会を開催するなど普及推進を進めていますが、引き続き事業者の実情や扱う食品の特性等を踏まえ、丁寧な技術支援と実現可能な方法で円滑に導入されるよう進めていただくことを要望いたします。特に小規模事業者にはそれぞれの事情に合わせ、</p>	<p>県では、これまで、HACCPに沿った衛生管理の制度化を踏まえ、導入の意義及び具体的な導入方法について、食品等事業者を対象とした研修会等を開催し、食品等事業者の規模や業種等に応じたHACCPの導入、普及を進めてきたところです。</p> <p>また、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、国が内容を</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
			<p>事業者が困惑しないよう「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」についての丁寧な説明と細やかな支援をお願いします。合わせて事業者に対し、導入に関する他社の進捗状況等の情報提供や、支援に関する具体的な施策等を示していただくよう要望します。</p> <p>また、HACCP導入が食品衛生のレベルアップに貢献し、消費者にとって有益であることが広く周知されるよう、消費者に対する広報での情報提供や説明会・学習会等の開催等、積極的なリスクコミュニケーションを要望いたします。</p>	<p>確認した手引書を用いて導入支援を行うこととしています。</p> <p>さらに、HACCPの普及に当たっては、県民の理解を深めることも重要であることから、広報誌等によるリスクコミュニケーションを通じて消費者等に広く周知していきます。</p>
22	20	<p>第12 「食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項」 1、2</p>	<p>今後は食品衛生に関する項目だけでなく、HACCPに沿った衛生管理の状況や食品表示の真正性など、多岐にわたる定期的な監視指導や助言等が必要になると考えます。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。専門家の育成、増員を計画してください。</p>	<p>食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上については、行政機関、食品等事業者の双方が積極的に対策を講じていく必要があります。</p> <p>食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び食品衛生検査担当者等関係職員については、監視指導等が迅速かつ的確に実施できるように、技術研修や法令内容等に係る研修を実施するとともに、国等が開催する研修会・講習会への参加を推進します。</p> <p>また、食品衛生管理者、食品衛生責任者、食品衛生推進員、と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者、食鳥処理衛生管理者に対し、その責務が果たされるよう、講習会や情報提供を実施し、人材の育成を図っていきます。</p>